

平成十六年十一月十九日提出
質問第四六号

携帯電話周波数の利用拡大に関する質問主意書

提出者 島 聡

携帯電話周波数の利用拡大に関する質問主意書

携帯電話は、国民にとって不可欠のインフラになっている。今後もサービスの多様化・高度化が予想され、国民利益のために競争の促進と電波の有効な利用が求められている。政府においては、既に総務省の「携帯電話用周波数の利用拡大に関する検討会」などで議論が始められていると聞く。今後の政府の方針について以下質問する。

一 市場において健全な競争が行われることは、サービスの向上を生み、消費者の利益につながる。固定電話市場においても、電電公社民営化以後、多くの事業者が参入したことで、大きくサービスが向上した。八兆円以上の規模を持つ携帯電話市場においても、さらなる競争の促進が必要と考える。今後、どのように競争を促進するための施策を行うのか、政府の考えをお示しいただきたい。

二 現在、総務省は二〇〇四年九月に公表した「携帯電話用周波数の確保に向けた取組」に基づき、新規参入の周波数候補として一・七ギガヘルツ帯と二・〇ギガヘルツ帯を提示している。今後、新規参入を希望する事業者の増大などによる、中長期的な周波数帯の逼迫を防ぐため、携帯電話用にさらに周波数帯を確保する考えはあるか。

三 現在の周波数の利用の状況は、携帯電話用に使用される周波数帯が逼迫する一方、有効に利用されていない周波数帯も存在する。有限な電波を効率的に利用するためには、割り当てられた帯域の価値に見合う利用料を徴収するなど、効率利用を促進する仕組みを取り入れる事が必要であると考え。有効利用されていない周波数を整理し、再分配するために政府はどのような取り組みを行うお考えか。具体的にお示しいただきたい。

四 電波の割り当てのあり方については、かねてより総務省が免許を与える事業者を決める過程が裁量的で不透明との指摘がなされてきた。現在、複数の通信事業者が携帯電話に参入を希望しており、今後より透明性を高める必要がある。このため利害関係者等の意見を聴取し、判断の基準を事前に明確にした上で、どの事業者に周波数を割当てるかを決める割当方針を策定するべきであると考え、政府の考えはいかがか。

右質問する。